

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の作成及び発送準備業務【所得税】及び【住民税】に係る疑義回答

項番	疑義	回答
1	<p>仕様書別紙1において「本番データの電子媒体の引き渡し」が「9月中旬以降」とあるが、具体的な日にちはいつ頃になるか。</p>	<p>【住民税】の本番データの電子媒体の引渡日は、「9月17日」の16時以降又は「9月18日」の午前中となる予定です。</p>
2	<p>仕様書別紙1において「同封物（リーフレット及び封筒）の貸与」が「9月17日」とあるが、上記1の「本番データの電子媒体の引き渡し」は「9月17日」以降となるのか。</p>	<p>上記1の日時に変更がなければ、【住民税】の同封物（リーフレット及び封筒）の貸与は、「9月11日」となる予定です。</p>
3	<p>日本年金機構における他の案件では、印字仕様における△（スペース）は、全角である場合が多い。</p> <p>本案件において、宛名部分の住所の印字の際は、印字仕様において△（スペース）で改行するように定めているが、全角△（スペース）が存在しないカナ住所を印字する場合は、半角スペースで改行を行うのか。</p>	<p>本案件において、△（スペース）は、半角全角の区別はしていないため、カナ住所を印字する場合は、半角スペースで改行を行ってください。</p>